令和５年度決算に基づく健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年６月公布）に基づく健全化判断比率を公表します。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

財政の健全性に関する指標の公表については、平成20年４月から施行されていましたが、計画策定義務等を含めた全体の法律は平成21年４月から施行されました。

公表する指標は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）の４指標と⑤資金不足比率です。

１　健全化判断比率

令和５年度決算に基づく健全化判断比率は次のとおり、いずれも基準を下回っており、財政健全化法上の財政状況は健全段階であるという結果になりました。

	守山市	前年度の数値	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	ー（△3.48%）	ー（△3.83%）	12.54%	20%
② 連結実質赤字比率	ー（△10.85%）	ー（△12.05%）	17.54%	30%
③ 実質公債費比率	3.7%	4.5%	25%	35%
④ 将来負担比率	13.4%	ー%	350%	ー

※　実質赤字比率および連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がないため「ー」を表示し、参考に黒字の比率を（△）で示しています。

２　資金不足比率

令和５年度決算に基づく資金不足比率は次のとおり、いずれも基準を下回っており、財政健全化法上の財政状況は健全段階であるという結果になりました。

	会計名	資金不足比率	前年度の数値	経営健全化基準
⑤資金不足比率	水道事業会計	ー（△62.18%）	ー（△62.41%）	20%
	病院事業会計	ー（△0.99%）	ー（△23.33%）	
	下水道事業会計	ー（△30.18%）	ー（△31.58%）	

※　資金不足比率については、資金不足を生じていないため「ー」を表示し、参考に資金剰余の比率を（△）で示しています。

３　健全化判断比率の説明

①実質赤字比率

一般会計等の赤字が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示すものです。この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となります。

$$\text{算式} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率

全会計の赤字が、一般会計等の標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示すものです。この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となります。

$$\text{算式} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率

一般会計等が単年度で返済する必要のある借金が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示すものです。この比率が高くなるほど、財政の硬直化が進行し、新たな政策への予算配分が困難になるなど、行財政運営の自由度が下がることになります。

$$\text{算式} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）} - \text{（特定財源＋元利償還金等に係る交付税算入額）}}{\text{標準財政規模－元利償還金等に係る交付税算入額}}$$

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、その標準的な年間収入の何倍であるかを示すものです。この比率が高くなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなります。

$$\text{算式} = \frac{\text{将来負担額－充当可能財源等}}{\text{標準財政規模－元利償還金等に係る交付税算入額}}$$

⑤資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額が、料金収入などの収益に対してどの程度あるかを示すものです。この比率が高くなるほど、資金不足解消の困難度が増し、より多くの経営改善策が必要となります。

$$\text{算式} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

４　用語の説明

◇早期健全化基準 ＝ 健全化判断比率のいずれかがこの基準を超えた場合、財政健全化団体となって財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政健全化に取り組むことになる。

◇財政再生基準 ＝ 健全化判断比率（将来負担比率を除く。）のいずれかがこの基準を超えた場合、財政再生団体となって財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に取り組むことになる。国の厳しい管理のもと、税率や使用料等の引き上げ、学校などの公共施設の統廃合、人件費の削減などが行われ、市民サービスに大きな影響がでる。

◇経営健全化基準 ＝ 資金不足比率がこの基準を超えた場合、超えた公営企業ごとに経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力により経営健全化に取り組むことになる。

◇一般会計等　＝ 一般会計に土地取得特別会計･育英奨学事業特別会計を加えたもの。本市においては普通会計と同意義

◇標準財政規模 ＝ 標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもので、市が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値

◇準元利償還金 ＝ 公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの

◇将来負担額 ＝ 一般会計等の地方債現在高、債務負担行為支出予定額、公営企業債のうち一般会計等負担見込額、一般会計等が負担する退職手当支給予定額、土地開発公社等の負担見込額、連結実質赤字額、組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額